

平成24年10月15日

宮城県議会 御中

政務活動費の用途を拡大しないよう求める申入書

仙台市青葉区中央4-3-28 宮城地域自治研究所内

仙台市民オンブズマン 代表 千葉 晃 平

第1 申入れの趣旨

地方自治法100条14項から16項の改正に基づく政務活動費に関する条例の制定・改正にあたっては、従前の政務調査費の用途を拡大することなく、政務活動費の用途基準を厳格に制限すべきである。

第2 申入れの理由

1 地方自治法100条14項から16項の改正の経過

平成24年8月29日、地方自治法100条14項から16項（地方議会の政務調査費についての根拠規定）が改正された。「政務調査費」が「政務活動費」と改称され、交付の目的が「議員の調査研究その他の活動に資するため」と変更され、政務活動費を充てることのできる経費の範囲も条例で定められることとなった。

本改正は、「地方議員の活動である限り、その他の活動についても用途を拡大し、具体的に充てることのできる経費の内容については条例で定めるという形にした」ものである（平成24年8月7日総務委員会での橘 慶一郎議員の説明）。これにより、地方議会は、自らの意思で、政務調査費の用途基準を拡大することが可能となった。かかる改正は、これまで、県民と裁判所が政務調査費の用途についてチェックし、厳格に使われるよう求めてきた流れに逆行するものであり、改悪である。

本改正案は、平成24年8月7日に突如衆議院総務委員会に提出され、たった約3時間後に可決され、その後もほとんど議論無く法案成立に至ったものである。かかる改正をする必要性、許容性その他の立法事実はなく、まして国民に具体的に説明されたり、議論されたことはない。

本改正については平成24年8月18日、全国市民オンブズマンが改正反対の声明を上げている他、各地のオンブズマンも同様の声明を上げている。当オンブズマンも、すでに平成24年8月24日日本改正に反対する声明を発表している。また、多数の新聞社が社説として取り上げて改正の経緯・内容を批判し今後の各議会の動向を注視している。

2 違法な政務調査費の支出

これまで、地方議会の会派、議員による政務調査費の乱脈使用は数限りなく報告されてきた。提訴された住民訴訟も全国で70件以上、うち47件で支出の一部が違法と認定されている。

宮城県や仙台市の政務調査費の用途についてみても、簡便計算方式による実費の

水増し、引退直前の「調査」旅行、テレビの購入などといった明らかに法の趣旨を逸脱し、およそ県民の理解を得られない実態が多数あった。

そして、住民訴訟の結果、平成21年3月、宮城県議会については、宮城県知事及び県議会各会派と和解し、4750万円を返還し、その後、宮城県議会は自ら厳格な「手引き」作成に至っている。仙台市議会についても、平成13年4月から平成14年12月分の目的外使用として約717万円（高裁判決では各会派からの返還分などを考慮し520万円）の返還を命じられているほか、平成15年4月分の政務調査費の目的外使用について当時の仙台市議会3会派に合計約470万円の返還が命じられている。

### 3 宮城県の危機的な財政状況

今日、宮城県の財政は、危機的な状況にあり、加えて、東日本大震災の復興のためにも多額の費用が必要となっている。かかる財政状況に照らせば、議員についてのみ公金支出の規律をゆるめることは、財政秩序の観点からも県民に対する信義という観点からも許されない。

また、政務調査費は、これまでも「第二の議員報酬」と評され批判されてきた。政務活動費の使途を拡大すれば、名実共に第二の議員報酬となり、違法不当な支出を助長し、その結果財政にも大きな負担がかかる。

### 4 全国都道府県議会議長会の条例・規程案

現在、全国都道府県議会議長会において、指標となる条例や規程に関する案が検討中である旨の報道がなされている。しかし、同議長会が、本改正運動を推進してきたことからすれば、きわめて緩やかで無限定な基準が提示される可能性が高い。宮城県においては、政務調査費に関する従前の経過、現在の財政状況に鑑みれば、上記案を無批判に採用することは許されず、改正の審理に当たっては慎重な議論が求められる。

### 5 使途基準の拡大は許されない

宮城県においても、本改正に伴い、政務調査費に関する条例の制定・改正が議題になると思われる。県民、各マスコミはどのような条例制定・改正がなされるか、議会の動向を注視している。本改正に議論なく便乗し、政務活動費の使途を拡大するような改正をするのであれば、県民の厳しい批判にさらされることは必至である。特にこれまで違法とされてきた支出について合法化するような改正は、県民の理解は全く得られないであろう。

政務調査費は、これまで、県民の批判にさらされ、裁判所の判断を踏まえ、議会の自主的な改善もあって、今日の状況まで至っているのであり、法律の改正に乗じてその成果を無に帰すことは許されない。

宮城県議会においては、これまでの政務調査費の使途、本改正に何ら立法事実がないことなどを踏まえ、県民の意向も確認しつつ慎重に議論し、従前の政務調査費の使途基準を拡大することなく、政務活動費の使途基準を厳格に制限すべきである。

以上